

平成14年1月1日
県土総第35号

県央・湘南都市圏環境共生モデル都市づくり推進要綱

目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 環境共生指標（第4条）
- 第3章 環境共生都市づくり計画の指定（第5条）
- 第4章 環境共生都市づくり事業の認証
 - 第1節 事業の認証に関する手続（第6条～第9条）
 - 第2節 事業の変更等に関する手続（第10条～第13条）
- 第5章 環境共生まちづくり運営組織の認証
 - 第1節 組織の認証に関する手続（第14条～第17条）
 - 第2節 組織の変更等に関する手続（第18条～第21条）
- 第6章 雑則（第22条～第23条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、環境と共生する都市づくり誘導指針の本旨を達成するため、自然環境が有する機能・魅力、環境への負荷の低減、環境とのバランスのとれた交通計画及び地域アメニティの創出に配慮した都市の整備を目指し、環境と共生する都市づくりの計画に関する指定の手続、都市の整備に関する事業の認証の手続及び環境共生の取組を継続・維持管理する組織の認証の手続その他必要な事項を定めることにより、環境と共生する都市づくりを推進し、もって良好な都市環境の形成に寄与することを目的とする。

（要綱の対象区域）

第2条 この要綱の対象区域は、別表に掲げる市町村の区域とする。

（県等の責務）

第3条 県、市町村及び事業者は、この要綱の規定による環境共生の取組に関する手続が推進されるよう、参画・協働の認識の下にそれぞれの立場で努めるものとする。

2 知事は、環境共生の取組を推進するため、情報の提供及び普及に努めるとともに、必要に応じて、助言等の適切な支援を行うものとする。

第2章 環境共生指標

(環境共生指標)

- 第4条 知事は、対象区域における都市づくりの計画、都市の整備に関する事業及びまちづくり運営組織の活動について、環境と共生する度合いを評価するための基準（以下「環境共生指標」という。）を別に定めるものとする。
- 2 知事は、環境共生指標について、適切な科学的判断を加え、必要に応じて改定を行うものとする。

第3章 環境共生都市づくり計画の指定

(環境共生都市づくり計画の指定)

- 第5条 知事は、市町村又は事業者が策定する個別事業ごとの実施計画等のうち、環境共生指標に規定された基準に適合するものについて、環境共生都市づくり計画として指定することができる。
- 2 知事は、前項の規定により指定するに当たっては、事前に計画等の策定者と協議を行うものとする。
- 3 知事は、第1項の規定により指定するに当たっては、事前に関係市町村長と協議を行うものとする。ただし、関係市町村長が計画等の策定者である場合は、この限りでない。
- 4 知事は、第1項の規定により指定した計画等の策定者に対して、環境共生都市づくり計画指定通知書（第1号様式）を送付する。
- 5 知事は、第1項の規定により環境共生都市づくり計画の指定を行ったときは、その内容を公表するものとする。
- 6 第1項の規定により指定した計画等の策定者は、当該計画等を変更又は廃止する場合、知事と協議を行うものとする。

第4章 環境共生都市づくり事業の認証

第1節 事業の認証に関する手続

(事業実施の申出)

- 第6条 環境共生都市づくり事業の認証を受けようとする事業者は、当該事業に係る環境共生の取組の内容について、環境共生指標による評価を行うものとする。
- 2 前項の規定による評価を行った事業者は、環境共生都市づくり事業実施申出書（第2号様式）により、その評価結果及び環境共生の取組の継続・維持管理方針等について、知事に申し出るものとする。
- 3 前項の規定による申出を行う事業者は、環境の保全を目的とした法令等により定められた基準等、当該事業の実施区域を管轄する市町村の区域で定められた総合計画、市町村マスタープラン、環境基本計画、景観条例及びまちづくり条例等との整合を確認するものとする。

(環境共生指標への適合性の確認)

第7条 知事は、前条第2項の規定による申出が行われたときは、当該事業に係る環境共生の取組の内容等について、環境共生指標に規定された基準への適合性を確認するものとする。

2 知事は、前項の規定により適合性を確認するに当たっては、関係市町村長に環境共生都市づくり事業実施申出書の写しを送付し、環境共生の取組を推進する見地からの意見を求めるものとする。

(事業実施の申出に係る知事意見)

第8条 知事は、前条第1項の規定による適合性の確認を行った後、必要に応じて、環境共生都市づくり事業知事意見書(第3号様式)により、意見を述べることができる。

2 知事は、前項の規定により意見を述べるに当たっては、前条第2項の規定により述べられた意見について、十分考慮するものとする。

3 知事は、第1項の規定により意見を述べるときは、その書面の写しを関係市町村長に送付するものとする。

4 第1項の規定による意見を受けた事業者は、当該意見への対応について、環境共生都市づくり事業知事意見回答書(第4号様式)により、知事に回答しなければならない。

(環境共生都市づくり事業の認証)

第9条 知事は、第6条第2項の規定による申出が行われた事業のうち、環境共生指標に規定された基準に適合するものについて、環境共生都市づくり事業として認証する。

2 知事は、前項の規定により認証した事業を実施する事業者に対して、環境共生都市づくり事業認証書(第5号様式)、認証マーク(第6号様式)及び認証評価書(第7号様式)を交付する。

3 知事は、第1項の規定により認証したときは、その内容を公表するとともに、関係市町村長に対して通知するものとする。

第2節 事業の変更等に関する手続

(事業名称等の変更)

第10条 事業者は、第6条第2項の規定による申出を行った後、次の各号に掲げる事項を変更したときは、事業名称等変更届出書(第8号様式)により、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

(1) 事業の名称

(2) 住所(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

(3) 氏名(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

(4) 電話番号

- 2 知事は、前項の規定による届出を受けたときは、その写しを関係市町村長に送付するものとする。

(事業者の変更)

- 第11条 第6条第2項の規定による申出を行った後、事業者に変更があったときは、変更前の事業者が行った手続は、変更後の事業者が承継することができる。
- 2 前項に規定する場合において、承継後の事業者は、事業者変更届出書（第9号様式）により、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。
 - 3 知事は、前項の規定による届出を受けたときは、その写しを関係市町村長に送付するものとする。

(事業内容の変更)

- 第12条 事業者は、第6条第2項の規定による申出を行った後、当該申出書に記載された内容を変更（第8条第1項の規定による意見に基づく内容の変更を除く。）しようとするときは、環境共生都市づくり事業変更申出書（第10号様式）により、知事に申し出なければならない。ただし、知事が特に必要がないと認める場合は、この限りでない。
- 2 第8条第1項から第4項までの規定は、前項の申出が行われた場合について準用する。

(事業の廃止)

- 第13条 事業者は、第6条第2項の規定による申出を行った事業を廃止したときは、事業廃止届出書（第11号様式）により、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。
- 2 知事は、前項の規定による届出を受けたときは、その写しを関係市町村長に送付するものとする。

第5章 環境共生まちづくり運営組織の認証

第1節 組織の認証に関する手続

(環境共生まちづくり運営組織の申出)

- 第14条 環境共生まちづくり運営組織の認証を受けようとする者は、当該組織に係る環境共生の取組内容等について、環境共生まちづくり運営組織申出書（第12号様式）により、知事に申し出るものとする。

(環境共生指標への適合性の確認)

- 第15条 知事は、前条の規定による申出が行われたときは、当該組織に係る環境共生の取組内容等について、環境共生指標に規定された基準への適合性を確認するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により適合性を確認するに当たっては、関係市町村長に環境共生まちづくり運営組織申出書の写しを送付し、環境共生の取組を推進する見地からの意見を求めるものとする。

(組織の申出に係る知事意見)

第16条 知事は、前条第1項の規定による適合性の確認を行った後、必要に応じて、環境共生まちづくり運営組織知事意見書(第13号様式)により、意見を述べることができる。

- 2 知事は、前項の規定により意見を述べるに当たっては、前条第2項の規定により述べられた意見について、十分考慮するものとする。
- 3 知事は、第1項の規定により意見を述べるときは、その書面の写しを関係市町村長に送付するものとする。
- 4 第1項の規定による意見を受けた者は、当該意見への対応について、環境共生まちづくり運営組織知事意見回答書(第14号様式)により、知事に回答しなければならない。

(環境共生まちづくり運営組織の認証)

第17条 知事は、第14条の規定による申出が行われた組織のうち、環境共生指標に規定された基準に適合するものについて、環境共生まちづくり運営組織として認証する。

- 2 知事は、前項の規定により認証した組織を管理・運営する者に対して、環境共生まちづくり運営組織の認証書(第15号様式)、認証マーク(第16号様式)及び認証評価書(第17号様式)を交付する。
- 3 知事は、第1項の規定により認証したときは、その内容を公表するとともに、関係市町村長に対して通知するものとする。

第2節 組織の変更等に関する手続

(組織名称等の変更)

第18条 第14条の規定による申出を行った者は、次の各号に掲げる事項を変更したときは、組織名称等変更届出書(第18号様式)により、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 組織の名称
 - (2) 住所(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)
 - (3) 氏名(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
 - (4) 電話番号
- 2 知事は、前項の規定による届出を受けたときは、その写しを関係市町村長に送付するものとする。

(組織の管理・運営者の変更等)

第19条 第14条の規定による申出を行った後、組織の管理・運営者に変更があったときは、変更前の組織が行った手続は、変更後の組織が承継することができる。

2 前項に規定する場合において、承継後の組織は、組織運営者変更届出書（第19号様式）により、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、前項の規定による届出を受けたときは、その写しを関係市町村長に送付するものとする。

（組織の取組内容の変更）

第20条 第14条の規定による申出を行った者は、当該申出書に記載された内容を変更（第16条第1項の規定による意見に基づく内容の変更を除く。）しようとするときは、環境共生まちづくり運営組織変更届出書（第20号様式）により、遅滞なくその旨を知事に申し出なければならない。

2 第16条第1項から第4項までの規定は、前項の申出が行われた場合について準用する。

（組織の廃止）

第21条 第14条の規定による申出を行った者は、当該組織を廃止したときは、組織廃止届出書（第21号様式）により、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出を受けたときは、その写しを関係市町村長に送付するものとする。

第6章 雑則

（書類の提出部数）

第22条 この要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、正本1部及びその写し2部とする。

（委任）

第23条 この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

別表（第2条関係）

相模原市

平塚市

藤沢市

茅ヶ崎市

秦野市

厚木市

大和市

伊勢原市

海老名市

座間市

綾瀬市

寒川町

大磯町

二宮町

愛川町

清川村